

災害協力隊の設立について

■災害協力隊とは…

防災・減災対策は

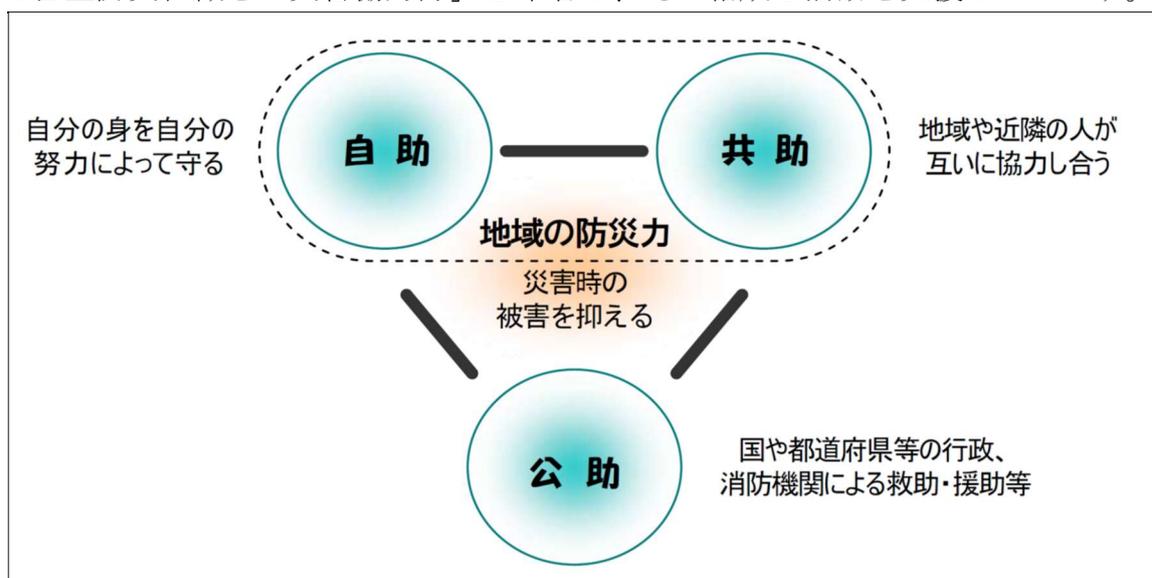
- ・自助：自分の身は自分で守る
- ・共助：住民同士が協力し合う
- ・公助：公的機関による救助・支援

の3つが基本であり、これらが有機的に連携することで効果が発揮されます。

大規模な災害が発生した場合、区役所や警察・消防などの防災関係機関は全力を注いで対応しますが、各機関や職員自身が被災してしまうことも予想され、そうなるとう十分な応急活動はできません。

こうした状況下で被害を最小限に留めるためには、地域住民同士が互いに助け合って活動すること（共助）が大切です。

そこで江東区では、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神に基づいて、地域住民が力を合わせ、区、消防等の関係機関と協力しながら地域の安全を図ることを目的とした自主防災組織を「災害協力隊」と命名し、その結成と活動を支援しています。



■災害協力隊の活動内容（例）

平 常 時	災 害 時
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の普及・啓発 ・ 防災資機材等の点検・整備 ・ 防災訓練の実施 ・ 地域の現状把握 ・ 災害時要配慮者(主に避難行動要支援者)対策 ・ 防災計画の作成 ・ 避難所運営体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期消火 ・ 被災住民の救出・救護 ・ 情報の収集・伝達 ・ 避難誘導 ・ 給食・給水活動 ・ 避難所運営の協力 ・ 災害時要配慮者(主に避難行動要支援者)支援

■設立の要件

要件	内容
1. 地域住民 (会員)の総意	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯数7割以上の総意をもって設立されること ・総会等において設立議案が承認されていること
2. 編成表等の提出 (隊の編成を行えること)	<ul style="list-style-type: none"> ・隊長、副隊長、情報班、救出救護班、防火班、避難誘導班、物資班等を編成すること(日中発災対応班があれば望ましい) ・適宜、区へ編成表を提出すること
3. 隊の規模	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯数が原則100世帯以上であること(100世帯に満たない団体は、既存の災害協力隊への編入または合併を原則とする)
4. 防災カルテ・防災計画・規約の作成・普及	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の危険箇所調査、災害時要支援者把握調査等に基づく「防災カルテ」と災害協力隊の活動計画である「防災計画・規約」を作成すること(集合住宅は、「高層住宅震災対応マニュアル」・「事前対策マニュアル」の作成でも可)
5. 平常時の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災訓練の実施 ・区主催の防災事業への参加・協力 ・学校避難所運営協力本部連絡会への参加(学校避難所にて最低年1回開催) ・防災カルテ・防災計画・規約(集合住宅は高層住宅震災対応マニュアル・事前対策マニュアル)の見直し ・避難行動要支援者個別計画の作成(平成26年度より) 等

■提出書類(★印の書類は、防災課からお渡しします。)

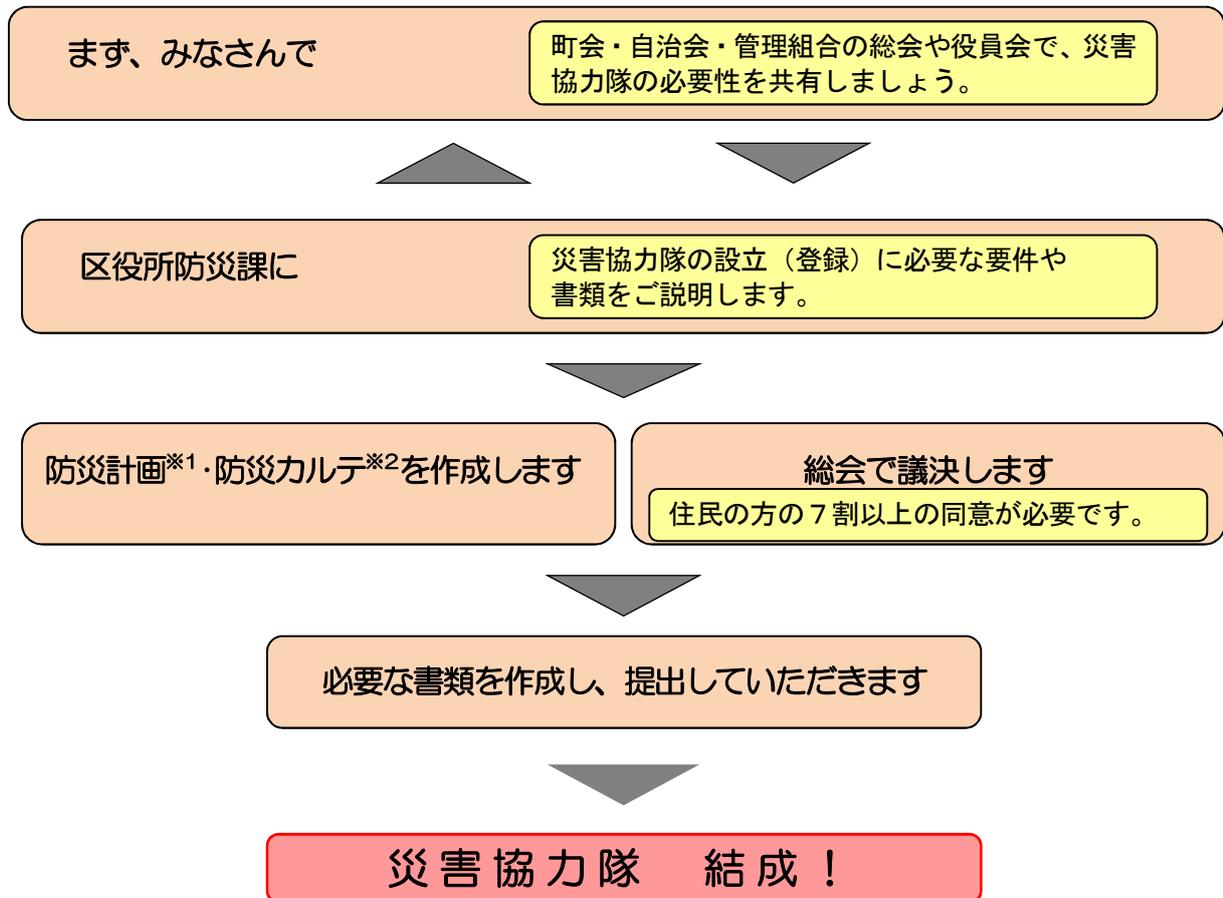
1. 災害協力隊設立書(★)
2. 住民総意の提示(総会議決書等)
3. 活動範囲図(集合住宅の場合は敷地図、各階平面図等)
4. 災害協力隊編成表(★)
5. 防災カルテ・防災計画・規約(集合住宅は高層住宅震災対応マニュアル・事前対策マニュアルでも可)
※ホームページにサンプルあり
6. 防災活動の実績がある場合は、活動実績表(一年以上)
7. 既存の町会長・自治会長の同意書(町会や自治会への加入有無に関わらず、すでに属する町会や自治会に災害協力隊がある場合のみ)
8. 物品貸与申請書各種(★) ※必要に応じて

1. 災害協力隊被服（年1回1隊につき5人分まで、新隊の場合15人分まで）
 - (1) 上衣（男子用S～3L・女子用SS～L）
 - (2) ズボン（男子用SS～4L・女子用S～3L）
 - (3) 帽子（男女共通M・L・LL）
 - (4) 半長靴（男女共通22cm～28cm）
 - (5) 腕章（男女共通）
 - (6) ヘルメット（男女共通）
2. ハンドマイク（メガホン）…………… 2個
3. サーチライト（懐中電灯）…………… 2台
4. 担架…………… 1台
5. 避難用ロープ（20m）…………… 5本
6. 救急箱（20人用）…………… 1個
7. 隊旗（ポール付）…………… 1枚
8. 救助用作業工具一式…………… 1セット
内容：大ハンマー・バール・油圧ジャッキほか
9. 防災資器材格納庫：1棟物置 ※貸与要件有（事前にご確認ください。）
10. 災害協力隊活動助成金（年1回交付） ※交付要件有（事前にご確認ください。）

100世帯未満……………	30,000円
100以上～500未満世帯……………	50,000円
500以上～1000未満世帯……………	70,000円
1000以上～2000未満世帯……………	90,000円
2000以上～3000未満世帯……………	110,000円
3000以上世帯……………	130,000円
11. 避難行動要支援者避難支援活動補助金（年1回交付） ※交付要件有（事前にご確認ください。）

100世帯未満……………	5,000円
100以上～500未満世帯……………	15,000円
500以上～1000未満世帯……………	25,000円
1000以上～1500未満世帯……………	45,000円
1500以上～2000未満世帯……………	60,000円
2000以上～2500未満世帯……………	75,000円
2500以上～3000未満世帯……………	80,000円
3000以上世帯……………	90,000円
12. 一斉情報配信システム端末 1台
13. その他：自主防災訓練を実施される場合に、参加記念品やクラッカー等を参加人数分支給します。

■災害協力隊の設立（登録）の流れ



※1 防災計画は、災害に備えた常備品として全構成世帯に配布するものです。災害協力隊の各班の役割、救出救護、初期消火、避難方法、避難所生活、地域の防災マップ、平常時の防災対策、要支援者への対応等について記載するものです。

※2 防災カルテは、災害協力隊の一部の役員が所持しているものであり、地域の要支援者や災害時に役立つ技能を持った人材の把握、危険箇所、街頭消火器、防火水利等の調査、応急資器材の点検等を内容としています。

■問い合わせ先
〒135-8383
江東区東陽 4-11-28
江東区総務部危機管理室防災課災害対策係
TEL 3647-9587（直通） FAX 3647-8440